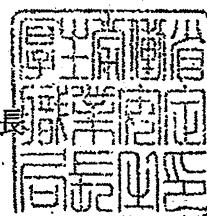




職発 0324 第8号
平成23年3月24日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」(平成23年3月15日付け職発0315第1号)により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成23年厚生労働省告示第66号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2及び3の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。)は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域(以下「指定地域」という。)内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日(平成23年3月11日)から延長後の納期限までの間に納付期限が到来するものであること。(障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第11条)

(2) 延長後の納付期限について

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定

められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付等について

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

また、納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」(別紙2)を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、障害者雇用促進法第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、納付金を納付すべき事業主の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該障害者雇用納付金の納付猶予を行うことができる。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談等で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

〔政令〕

〔日次〕

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 日本国に帰化を許可する件 (同一四〇)
- 食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務八六)
- 食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件 (同八七)
- リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件 (同八八)
- 平成十二年から平成二十一年までの間に火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令 (二七)
- 平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (二八)
- 放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二九)
- 放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令 (三〇)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令 (三一)
- 告示
- 原戸籍の一部が滅失した件 (法務二三六)
- 原戸籍が滅失した件 (同二三七)
- 除籍が滅失した件 (同二三八)
- 除籍が滅失した件 (同二三九)

- 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件 (同六六)
- 農業灾害補償法施行規則により診療料を改正する件 (農林水産六四八)
- 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件 (同六四九)
- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による閲覧所を定めた件 (平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号) を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所の場所を公示する件
- 会計検査院公示二

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件 (同三〇〇)
- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件 (観光二)
- 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件 (同三一五)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁七五、七九)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件 (環境一七)
- 国会事項
- 内閣 最高裁判所
- 人事異動
- 官庁報告
- 官庁事項

国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者
(厚生労働省)
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
(公) 告
諸事項
本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドウグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援規約に連れて行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2 贈与額 七億六千万円

3 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで

4 署名者 日本国側 杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側 ミナタ・サマテ・セスマ外務・域内協力大臣付域内協力担当副大臣

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本剛明

○外務省告示第八十八号 平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億四百万円

3 署名者 日本国側 片上慶一在リベリア大使

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本剛明

○外務省告示第八十九号 平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国際連合児童基金側、イザベル・クローリー在

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本剛明

○外務省告示第八十九号 平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国際連合児童基金側、イザベル・クローリー在

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本剛明

1 援助の目的及び内容 国道二号線アワシ橋架け替え計画(詳細設計)を実施するため必要となる役務の購入

2 贈与額 四千五百万円

3 署名者 日本国側 岸野博之在エチオピア大使

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本剛明

○厚生労働省告示第六十五号 平成二十二年三月四日(昭和三十五年法律第百四十五号) 第四十二条第一項の規定に基づき、日本薬局方(平成二十八年厚生労働省告示第二百八十五号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という)に

○厚生労働省告示第六十五号

平成二十二年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生省告示第四百四号)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という))を含む)については、平成二十四年九月三十日まで、旧薬局方で定める名稱及び基準(当該医薬品に開する部分に限る)は新薬局方で定める名稱及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品(旧薬局方に収められていないものを除く)であつて平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品(承認を要しない医薬品を含む)についても、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に収められない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

(次のように)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県厅に備え置いて総覽に供する)

○厚生労働省告示第六十六号 平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

(次のように)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県厅に備え置いて総覽に供する)

○厚生労働省告示第六十七号 平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

(次のように)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県厅に備え置いて総覽に供する)

○厚生労働省告示第六十八号 平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

(次のように)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県厅に備え置いて総覽に供する)

○厚生労働省告示第六十九号 平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

(次のように)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県厅に備え置いて総覽に供する)

によりその例によることとされる場合を含む)。障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という)第三十条(欠勤のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合(以下「特定事務組合」という)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものとし、その期限が平成二十三年三月十一日以後に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川律夫

○農林水産省告示第六百四十八号 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号(農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件)の一部を次のように改正し、

平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野道彦

(次のように)は、省略し、その関係書類を農林省の家畜共済診療点数表を次のように改める。

(次のように)は、省略し、その関係書類を農林省の家畜共済診療点数表を次のように改める。

○農林水産省告示第六百四十九号 平成二十二年法律第百三十三号)第二十二条第一項(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という)第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金特別法第二条第一項に規定する对象事業主は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用に係る特例等に

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根柢となる法令の条

第五号)第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根柢となる法令の条

え置いて総覽に供する。

農林水産大臣 鹿野道彦

【別紙2】

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの

(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000